第明治三十五種郵便物認可
△
○　　○
1　平成29年7月14日　金曜日　官　報　（号外第153号）（2分冊の1）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責、再生関係　一
特殊法人等
平成二十八年度警察共済組合決算の要旨、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、料金の額及び徴収期間の変更（西日本高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社）、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　二六
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　二九
会社その他
会社決算公告　三一

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１６１号
滋賀県草津市矢橋町1163番地23
債務者　福永　郁代
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北谷　裕惠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月29日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
兵庫県宍粟市山崎町三谷57番地１　市営住宅26
債務者　横野　綾香
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第４４号
兵庫県たつの市揖保川町馬場778番地
債務者　吉田満美子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第１１８号
徳島県吉野川市鴨島町知恵島1243番地３、旧住所徳島県徳島市南矢三町１丁目12番68―203号　ハイツ277
債務者　三木　智也
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５号
愛媛県八幡浜市産業通15番２号梅之堂ビル201号室
債務者　小川　智士
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第１０３号
高知市一宮しなね２丁目１番８号
債務者　十河　幹保
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大村　耕作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１７１号
高知市鴨部上町８―20―１、住民票上の住所高知県土佐市高岡町乙214番地の３・４
債務者　津野　雅之
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　啓明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午前９時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１７２号
高知市鴨部上町８―20―１、住民票上の住所高知県土佐市高岡町乙214番地の３・４
債務者　津野　　志
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　啓明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午前９時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４０号
大分県臼杵市大字江無田465番地の２　エクセラージュ戸室Ⅱ　801号
債務者　大野　光紀
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木淳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３２１号
大阪府茨木市穂積台12　穂積台グランドコーポ214号、住民票上の住所兵庫県尼崎市御園町22番地　カトレアハイム706号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２２号
大阪府茨木市穂積台12　穂積台グランドコーポ214号、住民票上の住所兵庫県尼崎市御園町22番地　カトレアハイム706号
債務者　佐藤　利満
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係